

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年6月23日付けの生活保護変更通知書で行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

事務所において生活保護の都合上転居を求められて都営住宅に転居することになったが、これまでの対応などで不適切なこともあり体調等がすぐれず、すぐには無理だが、いずれは転居しようと思っている。本件都営住宅の契約手続のみで転居していないのに転居先の使用料に住宅扶助が変更されたことに不服がある。

現状、まだ現在のアパートに住んでいること、転居がされていないことを職員も確認しており、また精神疾患のためすぐには転居できないことを伝えており、本件処分は現状にそぐわないものである。こちらの体調不良についての配慮がなされていない点も不服の理由の一つである。

また、処分庁の提出した弁明書には虚偽の記載が多く不誠実で信用できるものではない。

例えば、本件転居前住宅と本件都営住宅の両方で契約する場合、本件

転居前住宅の家賃の自己負担について請求人が聞いたところ、本件都営住宅の家賃分の支給に請求人が納得しているように書かれているが、体調不良ですぐには転居できない状況であること、いずれは転居しようと思っっている旨担当職員に伝えても回答がない。引越しについても何の説明もなく強引に話を進め体調が悪くなったが、対応はない。引越し作業は職員が業者に勝手に依頼しており、引越しの段ボールの不着に対し、こちらが一方的に文句を言っているように書かれている。処分庁は言い訳ばかりで、自分たちの非を認めようとしなない。令和4年6月23日には新居に転居できるようになっているとあるが、住居は現住所のアパートであり、都営住宅ではない。荷物やごみが残っていて転居できるとはおかしい。

再弁明書の記載内容も自分たちを正当化しようとするものであり、令和4年5月の段階では都営住宅の契約前にもかかわらず、担当職員が勝手に転居作業をしたものである。実際に居住実績がないにも関わらず、転居したと主張することはおかしいし、今は引越しできる状況ではない精神状態であるのに、何も考慮しない処分庁の対応に納得いかない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年 2月 29日	諮問
令和 6年 6月 21日	審議（第89回第2部会）
令和 6年 7月 26日	審議（第90回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護基準・保護の種類

法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、法11条1項3号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げ、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

(2) 家賃、間代、地代等の認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・アは、家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要する場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定することとしている。

そして、同・ウは、被保護者が真に必要なやむを得ない事情により月の途中で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につき、それぞれ1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定してさしつかえないこととしている。

(3) 住宅扶助限度額

保護基準別表第3・1によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1級地では月額13,000円以内とされ、同別表第3・2によれば、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道

府県又は地方自治法 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法 252 条の 22 第 1 項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とするとされている。そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成 27 年 4 月 14 日付社援発 0414 第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「限度額通知」という。）1・(1)によれば、保護基準別表第 3 の 2 の規定に基づく、都内における住宅扶助の限度額として、〇〇区を含む東京都特別区の 1 級地における単身世帯の住宅扶助費の限度額については、月額 53,700 円とされている。

(4) 転居指導

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集 2017」（以下「運用事例集」という。）問 6-56 「基準額を超える家賃の住宅に居住する世帯からの保護申請」（答）1・(1)によれば、「基準額を超える家賃の住宅に居住している世帯から保護の申請があった場合は、保護開始と同時に、履行期限を定めて転居指導を行うことになる。この場合の基準額は、その世帯に適用される住宅扶助の限度額となる。」とされている。

(5) 代理納付

法 37 条の 2 は、保護の方法の特例として、法 33 条 4 項の規定により世帯主又はこれに準ずるものに対して交付する住宅扶助については、被保護者に代わり、家主等に支払うことができる旨を定めて代理納付を可能としている。

(6) なお、局長通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

また、運用事例集による上記取扱いは、局長通知及び限度額通知における住宅扶助の取扱いの基準に係る都における保護の実務上の取扱いを示すものであって、合理性が認められるものである。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人から提出された住宅

使用許可書により、本件都営住宅の使用許可年月日が令和4年6月1日であることを確認し、引越業者による転居作業日が同月23日となったため、転居の翌月となる同年7月分から請求人の住宅扶助を本件都営住宅の使用料である18,400円に変更することを決定したことが認められる。

住宅扶助は、最低限度の生活を維持することができない者に対して、必要な範囲内で行われるところ（1・(1)）、処分庁は、保護開始時から本件転居前住宅に居住する請求人に対して、転居指導をするとともに、住宅扶助の上限額である53,700円を支給していたものであり、使用許可された本件都営住宅への転居作業日が決まったことにより、転居作業日の翌月以降の住宅扶助を本件都営住宅の使用料に変更した本件処分は、法令等に則ってなされたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

なお、同年6月分の住宅扶助について、処分庁が、転居作業日が月の中途となったことがやむを得ないもの（1・(2)）と判断して、局長通知第7・4・(1)・ウのとおり本件転居前住宅の家賃に加えて本件都営住宅の使用料を請求人に支給したものであるから、相当と認められる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記（第3）のとおり、処分庁が請求人の精神疾患及び体調不良を踏まえず、また、現在も請求人が本件転居前住宅に居住している事実を踏まえず、本件処分を行ったことを不服としている。

(1) 処分庁が請求人の精神疾患及び体調不良を踏まえていない旨の主張について

請求人は自らの精神疾患及び体調不良を訴え、転居作業や転居時期について処分庁は何ら配慮がないことを主張する。

しかし、処分庁は、請求人から都営住宅に当選したはがき持参で報告を受けた令和4年1月以降、請求人が公社に必要書類を提出するなどの手続を行っていることの確認を行い、本件都営住宅の使用許可に至るまでを支援し、同年4月初めには、本件転居前住宅の掃除等を始めるよう助言しているほか、同年6月23日の転居作業の際には、請

求人希望により担当職員を立ち会わせたことが認められる。

したがって、処分庁が、請求人の精神疾患や体調不良に配慮をしていないとはいえず、この点に係る請求人の主張は理由がない。

(2) 本件都営住宅に居住実績がない旨の主張について

請求人は、令和4年6月23日の転居作業後も、本件転居前住宅での居住を継続し、本件都営住宅に居住していないのに、住宅扶助が本件都営住宅の使用料の額に変更されたことに不服があると主張する。

しかし、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居のために必要なものの範囲内で行われるものであり（1・(1)）、月の中途転居に係る局長通知第7・4・(1)・ウのほか転居前後の住宅扶助に係る特例の定めはない（同・(2)）。そして、公社から請求人に送付された書類には、本件都営住宅が令和4年6月1日から使用できること及び同日から同月15日までの間に本件都営住宅に転居するよう記載されていたこと、同月7日に請求人が本件転居前住宅から本件都営住宅に住民票を移したこと、同月23日に転居作業が行われ、寝具その他の大型の家具が本件都営住宅に移動されたこと、同月27日に転居費用について請求人より保護申請がなされ、同月30日付けで転居費用の一時扶助が行われたことからすれば、遅くとも転居作業の翌月以降について本件都営住宅に居住することに特段の支障があったとは解されない。したがって、転居作業の翌月以降の期間について請求人に本件転居前住宅家賃分の住宅扶助を支給する根拠はなく、請求人の主張は、本件処分の取消理由とはならない。

なお、処分庁が、請求人の通院先のクリニックから収受した検診書によれば、本件処分の時点において、請求人が転居することができない状態であったと認めることもできない。

以上の検討のとおり、当該各主張はいずれも採用できず、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己